令和２年３月 10 日

協会長　各位

(一社)全国警備業協会
会 長　　中 山　　泰 男

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書の提出等について

謹　啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素当協会運営につきまして格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回の新型コロナウイルス感染症の様々な影響により、貴協会をはじめ多くの加盟員の方が大変苦慮されていることと存じます。

全警協といたしましても、事態を重く受けとめ、３月５日及び同月６日、内閣官房をはじめ、警察庁、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、中小企業庁及び警備業の更なる発展を応援する議員連盟に対し、別添１の要望書を提出したところであります。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、管内加盟員に対し、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用調整助成金の特例対象が拡大されております（別添２）ので、併せてご周知下さいますようお願い申し上げます。

加えてご参考までに、３月 26 日開催予定の令和元年度第５回理事会は、全国からの移動に伴うリスクに鑑み、開催を一旦延期いたしますことを申し添えます。

謹 白

別添1

全警協発第44号
令和2年3月5日

内閣総理大臣
安倍　晋三　様

一般社団法人　全国警備業協会
会長　中山　泰男

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

謹　啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会に対し、格別なるご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私共警備業は、1962年に誕生して以来、多くの先人とお客様に支えられながら、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業としての地位を築いて参りました。現在、警備業者約9,700社、警備員約55万人を擁する産業にまで成長し、我が国の安全・安心な社会の確立に向けて、施設警備、交通誘導警備、雑踏警備、貴重品運搬警備、身辺警備等の多様な安全サービスを提供させていただいております。

こうした中、このたびの新型コロナウイルス感染被害を受け、令和2年2月25日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「政府基本方針」という）が公表され、各種イベントの中止、施設の休業その他営業の休止等の措置がとられているところであります。

これに伴い、私共警備業といたしましても、政府基本方針に基づき、各種警備業務を適正に実施し、よりきめ細やかな警備サービスを提供できるよう努めて参ることとしておりますが、その適正な業務の遂行に際し、様々な問題点が生じることが懸念されます。

とりわけ本年2月以降の各種イベントが中止又は延期になっていることなどから、警備業務の受注も減少し、イベントの中止又は延期は3月以降も続く見通しであり、かつ、報道では国土交通省が国土交通省発注の公共工事が一時中止や延期する措置を決定したことから、交通誘導警備業務についてもその発注件数が減少することは明らかであり、3月以降も警備業界の売上が減少する見通しであります。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、下記の事項についてご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

何卒事情ご賢察の上、ご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

謹　白

記

1　各種イベント、営業等の中止関係

政府基本方針を踏まえた各種イベントの中止、施設の休業その他営業の休止等、同年２月27日国土交通省通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」を踏まえた工事の一時中止措置等により、警備業務が中止または延期されるなど事業に多大な影響を受ける際には、次の必要な支援対策を講じていただきたい。

・ 資金繰り支援
・ 警備業務が中止または延期される際のイベント主催者、工事業者等からの適正なキャンセル料の支払い等適正な下請等取引への配慮
・ 業務の休止に際しての休業補償

2　警備員等の健康管理対策関係

既に、感染者が入院している医療機関の警備を実施している事例、感染者や濃厚接触者が所在した事業所に関する警備を実施している事例があり、今後増加することが想定されます。また、今後、「空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。」（政府基本方針に明記）ことを求められることが想定されることから、警備に充たる警備員等の感染防止、健康管理を図るため、次の措置を講じていただきたい。

・ 警備員等のマスク、手袋、タイベックスーツ、消毒液等の感染防止資器材の優先的確保
・ 警備員等に必要なPCR検査の優先的実施
・ 非接触型体温計導入の奨励

3　行政上の権利利益の満了日の延長及び期限内に履行されなかった義務の履行の免責

・ 警備業法及び下位法令等によって定められている各種有効期間の延長

＜例＞

① 警備業者に係る認定証の有効期間の延長
② 令和２年３月に警備員に対し現任教育が実施できないで、年度ごとの教育時間が満たせなかった場合における後日の補完を前提とした免責措置

4　その他

・ 新型コロナウイルス対策関連の警備に従事する場合は、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事情によって、臨時の必要がある場合」に該当することを確認願いたい。
・ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するための警備が必要な際における警備業の活用については、所要の財政上の措置を講じるよう配慮願いたい。

以上

(事業主の方へ)

別添２

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例対象を拡大します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年5月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較し、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認します。(※12月分の生産指標は必要となります)

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- 取引先が新型肺炎の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- 国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- 風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

LL020228企01

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8，330円が上限です。（令和元年3月1日現在）	1／2	2／3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1，200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

◆受給手続き◆（下の表参照）

- 事業主が指定した１年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和２年５月31日までに提出されたものについて、休業等の前に提出されたものとして取扱います。
- 事後提出する休業等については、１度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の２週間前をめどに、２回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で３判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、２か月以内です。

※判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

【 特例対象期間のイメージ図 】

新型コロナウイルス感染症

①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（令和2年1月24日～6か月）

※休業対象期間の初日が令和２年１月24日以降６か月間は、生産量の減少の確認について最近１か月でよく、対前年比での雇用量の増加は考慮しません。

②計画届の事後提出（施行日以降～令和2年5月31日）

【補足】
計画届の事後提出〆以降は、休業等を行う場合、通常どおりの事前提出となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年7月23日まで適用されます。
〆が休祝日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

※令和２年５月31日までは、令和２年１月24日以降を初日とする休業等について、計画届を事後提出できます。

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
  - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
  - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
  - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること　等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の１／２０（大企業の場合は１／１５）以上となるものであること。
- 同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が６か月以上の者の休業等が支給対象。

詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近３か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて１０％以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近３か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（＊）増加していないこと。

  ＊ 大企業の場合は５％を超えてかつ６人以上、中小企業の場合は１０％を超えてかつ４人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した１年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、２回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で３判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8，335円が上限です。(令和元年8月1日現在)	1／2	2／3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1，200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL010801企01

助成金の受給手続きのイメージ
（休業を行う場合）

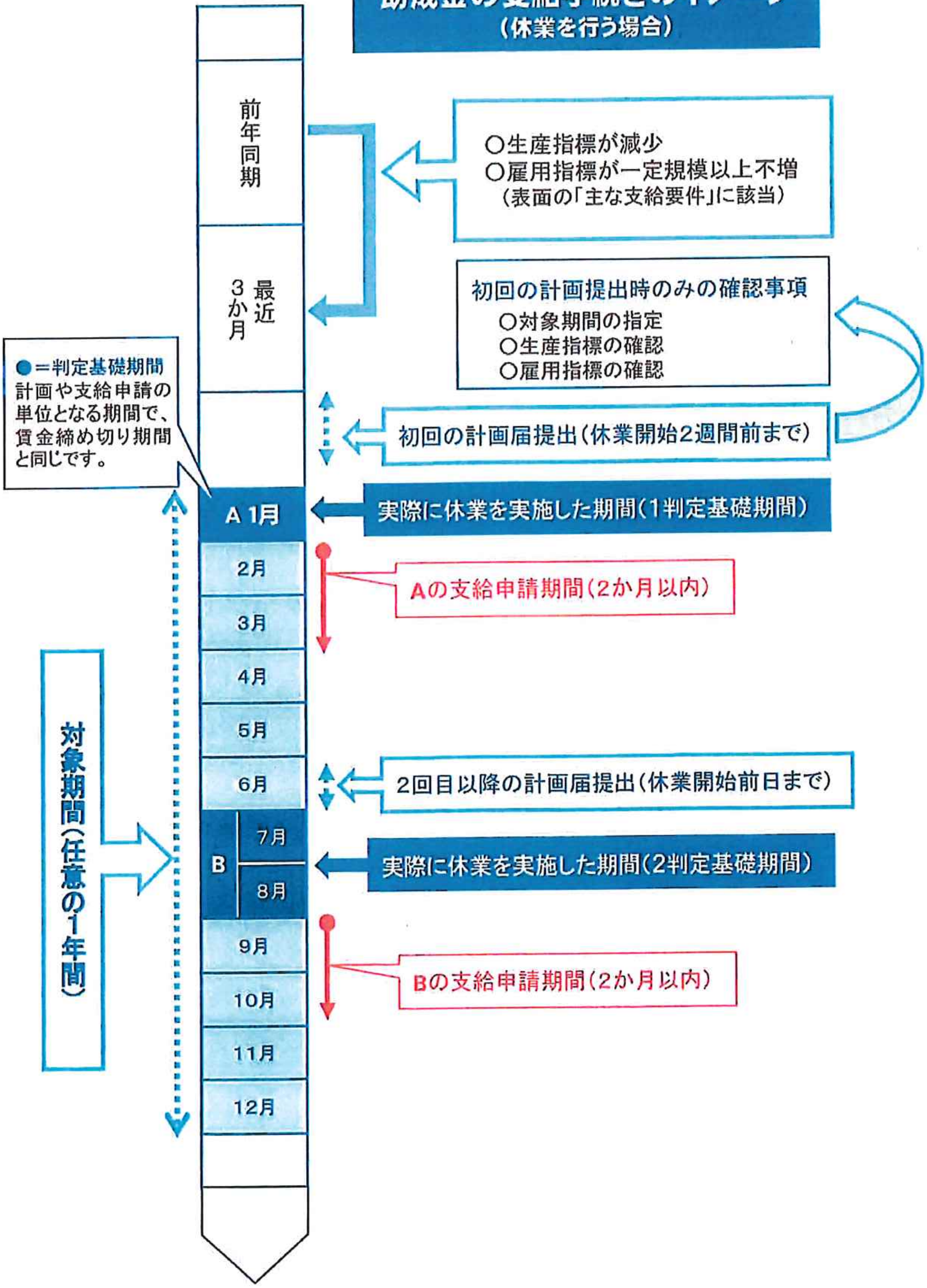

詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。